平成２１年（フ）第６０３号
盛岡市長田町15番27号
債務者　只野　文也
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２０年（フ）第２３８号
山形県米沢市松が岬２丁目３番24号
債務者　高橋健一郎
1　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２１年（フ）第１３３号
山形県米沢市太田町５丁目573番地の25
債務者　齊藤　陽子
1　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２１年（フ）第１４５号
岐阜県各務原市那加日新町６丁目23番地、申立時の住所山形県東置賜郡高畠町大字入生田510番地の２
債務者　廣瀬　友章
1　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２１年（フ）第１５２号
山形県米沢市城南１丁目６番62号
債務者　柿間　和枝
1　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２１年（フ）第１５３号
山形県米沢市万世町牛森4399番地の７　ヴィラージュセサミ101号室
債務者　齋藤　義行
1　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２１年（フ）第１５６号
山形県米沢市万世町桑山4451番地　プランドール・Ｋ―102号室
債務者　沼袋　政人
1　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２１年（フ）第１５７号
山形県長井市五十川1886番地の１
債務者　高橋　友博
1　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２１年（フ）第１６１号
山形県南陽市宮内3512番地
債務者　板垣登喜子
1　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２１年（フ）第１６２号
山形県南陽市和田925番地の１
債務者　横澤　裕子（旧姓板垣）
1　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２１年（フ）第２０号
埼玉県入間市高倉１丁目２番10号
債務者　大澤　真弓
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第４８９号
埼玉県川越市大字大塚新田273番地３　メゾンむさしのⅡ―101号室
債務者　小塚　　太
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第４９９号
埼玉県富士見市大字水子6352番地　みずほ台７ハイツ302、前住所埼玉県富士見市大字勝瀬3244番地１　プラチナコートふじみ野102
債務者　原田　猛司
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第９２号
千葉県君津市外箕輪１丁目28番14号　201
債務者　靏田　　準
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（フ）第９３号
千葉県君津市外箕輪１丁目28番14号　201
債務者　靏田　千恵
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（フ）第９９号
千葉県木更津市桜井704番地117
債務者　能城　　武
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（フ）第１０５号
千葉県木更津市永井作２丁目14番31号
債務者　御園　英司
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（フ）第１１７号
千葉県君津市南久保３丁目３番２号　202
債務者　森　千賀子
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
千葉地方裁判所木更津支部